

第1章 計画の概要

1 背景と目的

- ・感染症法等改正を踏まえ、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき策定。
- ・保健所における健康危機管理体制の構築・強化を目的に、その具体的方策を示す。
- ・人員体制の確保、関係機関との連携、業務効率化、人材育成のための研修・訓練について定める。

2 対応する感染症

- ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新興感染症を基本とする。
- ・想定外の事態も念頭に置き、柔軟に対応する。

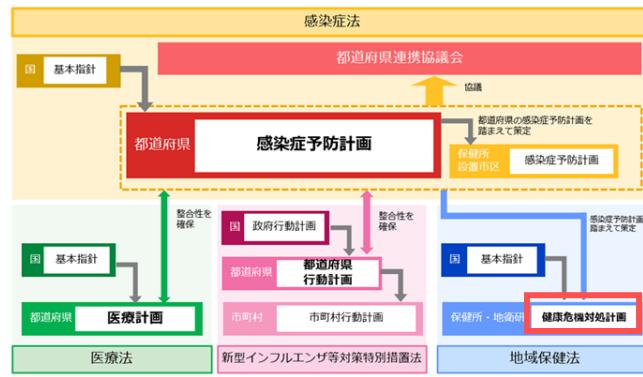
3 各種計画との関係

- ・県感染症予防計画、県新型インフルエンザ等対策行動計画、その他の関連する計画との整合を図る。
- ・新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（BCP）の発動と併せて保健所の体制強化に取り組む。

4 実効性の担保と定期的な評価

- ・職員への周知徹底、実践的な訓練等を通じて適宜見直しを行い、実効性を担保。
- ・関係機関の意見を踏まえ、計画の定期的な評価、必要に応じた改定を行う。

【健康危機対処計画の位置づけ、法的根拠等】



5 感染区分（フェーズ）について

- ・感染状況に応じた段階的な組織体制の移行を円滑に行うため、以下の6区分（レベル1～5、感染収束期）を設定。
- ・感染区分は、県内感染者数により移行。

本県予防計画区分	国内での感染発生早期		流行初期		流行初期以降	
	国内等発生期（レベル1）	流行初期（レベル2）	感染拡大期（レベル3）	まん延期（レベル4）	超まん延期（レベル5）	感染収束期
想定県内感染者数（〇日） 熊本市含む	0人	～100人 （コロナ1～3波）	～1,000人 （コロナ4～6波）	～5,000人 （コロナ7～8波）	5,000人超 （コロナ超）	感染状況により判断
時期（目安）	海外や国内で新たな感染症等が発生した時	発生の公表から1か月未満	発生の公表から1か月～予防計画での流行初期の期間	流行初期以降		

第2章 平時における準備と感染状況に応じた体制・取組み

	①平時における準備	②国内等発生期（レベル1）	③流行初期～感染拡大期（レベル2～3）	④まん延期～超まん延期（レベル4～5）	⑤感染収束期
1 組織体制 2 業務量・人員数の想定 3 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有、連絡体制の整備 ・指揮命令系統等の明確化・可視化 ・人材育成（訓練、研修）、メンタルヘルス対策 ・人員確保、受援体制、勤務環境の検討 ・感染症対策物資の管理 ・ICTツールを活用した業務効率化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課中心の対応 ・全所体制の準備 ・保健所業務の縮小化 ・外部人材・応援職員の派遣要請準備、受援準備 ・執務スペースや機器の準備、感染症対策物資の確認 ・関係機関と情報共有のため、協議会等を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・全所体制を構築 ・対策本部の設置 ・広域本部や健康危機管理課へ応援職員や外部人材（人材派遣、IHEAT）を要請 ・新型インフル等BCPの発動、業務の外部委託、ICT化 ・執務スペース及び機器の拡充、感染症対策物資の確保 ・職員の労働時間の管理、業務過多の防止、勤務体制の調整 		
4 業務体制	(1) 相談	・全保健所統一された相談対応方法の検討	・相談窓口を周知	・相談体制を拡充、外部委託の検討・実施	
	(2) 地域の医療・検査体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療措置協定の協定締結医療機関の確認 ・県内の検査体制や情報共有方法の確認 ・管内の体制構築に向けた協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内医療機関へ、感染疑い例の報告を依頼 ・感染疑い例の受診調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関の準備状況を確認 ・発熱外来への受診が円滑に行われるよう関係機関と連携 ・検体搬送業務の外部委託を要請 ・高齢者施設等における検査体制の検討・構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制を拡充 ・オンライン診療等の多様な発熱外来の設置を検討
	(3) 積極的疫学調査	・集団発生や外国人対応の整理	・学校や保育所等からの報告ルートを確認	<ul style="list-style-type: none"> ・集団発生施設へ感染対策指導チームを派遣する等対策を実施 ・流行状況に応じた調査の重点化（ハイリスク者に絞った疫学調査等） 	
	(4) 健康観察・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療措置協定の協定締結医療機関の確認 ・高齢者施設等への支援体制検討、啓発・研修の実施 ・生活支援や災害時の対応について市町村等と協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との役割分担を再確認 ・住民に向け、健康観察等の方法を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会、薬剤師会、看護協会等と協力した健康観察 ・電話・オンライン診療、往診、医薬品等の提供・配送、訪問看護等を積極的に活用 ・高齢者等要配慮者の見守りや個別対応が必要な場合は市町村等と連携して支援 	
	(5) 移送	・関係機関と移送手順及び役割分担を協議	・関係機関と役割分担を再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・消防や医療機関間による移送、民間救急や一般運送事業者等の移送体制整備 ・市町村等関係機関と協力し、住民や施設へ救急車の適正利用について周知 	
	(6) 入院・宿泊療養入所調整	<ul style="list-style-type: none"> ・医療措置協定の協定締結医療機関の確認 ・宿泊施設確保措置協定のリストを確認 ・広域調整含む入院調整について関係機関と情報共有・協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との役割分担を再確認 ・協定締結医療機関等と必要な情報の共有、入院病床の確保状況、宿泊療養施設の準備状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等と連携・役割分担の上、迅速に入院調整を実施 ・感染症法に基づく就業制限・入院勧告等の実施 ・協定締結医療機関へ自宅療養者への医療の提供について協力を要請 ・管内医療機関と協議し、入院病床を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、後方支援医療機関を最大限活用 ・重点的な入院対応が決定された場合の関係機関との情報共有及び住民への周知 ・自宅療養体制強化のため、関係機関へ協力を依頼
	(7) 水際対策	・入国者が発症した場合の対応を協議	・入国者の健康観察の実施、感染者の出国の対応		

・体制を段階的に縮小
・次の感染症の流行に備えた準備

5 関係機関等との連携

(1) 庁内（部門）

①本庁	・定期的な情報共有、対応方針協議
②保健所間	・定期的な情報共有、相互支援
③地方衛生研究所（保健環境科学研究所）	・検体搬送、検査体制の確認
④厚生部門（総務厚生課）・人事部門（人事課）	・長時間労働対策、メンタルヘルス対策への連携した取り組み

(2) 庁外関係機関

①医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・入院受入れ体制の確認 ・各種対策の課題の共有と対応策の協議 	⑤高齢者施設・障害者施設	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策に関する研修、訓練等への支援 ・感染予防に関する情報共有 ・施設内療養や集団発生時の対応の助言
②医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生時の役割分担を確認 ・自宅療養者への医療提供体制の整備 	⑥学校・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策に関する研修、訓練等への支援 ・生徒、教職員等に感染者が出た場合の相談対応
③消防	<ul style="list-style-type: none"> ・移送対象者や調整方法の協議 ・合同訓練の実施による連絡体制・役割の確認と連携の強化 	⑦民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館や飲食店等へ衛生管理の徹底 ・感染予防の周知・啓発 ・従業員が発症した場合の相談対応
④管内市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・協力可能な業務や依頼時期の協議 ・有事の連絡体制・情報共有方法の確認 		

6 情報管理・分析

- ・ICTによる情報管理
- ・医師会や医療機関へ感染症サーベイランスシステムによる発生届出の依頼
- ・感染症対応の適切な分析・評価体制の構築

7 リスクコミュニケーション

- ・住民に対し、感染症発生状況や感染予防策、相談窓口等の注意喚起や啓発の実施
- ・感染区分や目的に応じた、感染者や施設内集団発生情報の適切な公表